

2026年3月

お客さま各位

香川県信用組合

当座勘定規定の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、2026年3月31日（火）をもって、手形帳・小切手帳の発行停止を実施することに伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前より当座勘定をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

・当座勘定規定の改定

(1) 改定日

2026年4月1日(水)

(2) 改定内容

次の表のとおり改定いたします。（変更する条項のみ記載しております。）

改定後	改定前
第8条（手形、小切手用紙） ①～④(略) ⑤手形用紙、小切手用紙は発行いたしませ <u>ん。</u> ⑥⑦(略)	第8条（手形、小切手用紙） ①～④(略) ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合 には、必要と認められる枚数を実費で交付 します。 ⑥⑦(略)

以上